

留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金 ～令和3年7月給付分からの申請を受け付けます～

留寿都村では大学等への進学を応援するため、返済の必要がない給付型の奨学金制度を実施しております。

令和3年7月給付分からの申請受付が7月1日より始まります。

【奨学金の受給者の要件】

※ 受給者とは、奨学金を受給する世帯の主たる生計維持者で、世帯の代表者です。

- ① 申請の日の6か月前から引き続き村内に住所を有する者がいる世帯であること。
- ② 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。

【奨学生の要件】

※ 奨学生とは、受給者の被扶養者であって、大学等に在学している者です。

学校教育法に規定する大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）又は一般課程、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る）に在学している者。

【給付の金額と期間】

- ① 奨学金は、奨学金の受給者に対し給付されます。

○市町村民税所得割額が非課税の世帯

（奨学生が国の制度による給付型の奨学金等を受けている場合は除きます）

⇒ 月額30,000円（年額360,000円）

○上記以外の世帯

⇒ 月額 5,000円（年額 60,000円）

- ② 奨学金の給付期間は、奨学生の正規の就学年限となります。



【奨学金の給付時期】

3か月分をまとめて、
年4回給付されます。

7月分 ~ 9月分まで	10月に給付
10月分 ~ 12月分まで	1月に給付
1月分 ~ 3月分まで	4月に給付
4月分 ~ 6月分まで	7月に給付

【申請手続きに必要な書類】

- ① 留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付申請書
- ② 家庭状況調査書
- ③ 村民税課税状況及び村税の納付状況調査に関する同意書
- ④ 奨学生となる者及び申請者の世帯全員の住民票謄本
(家族全員の本籍地、戸籍筆頭者及び続柄がわかるもの)
- ⑤ 在学証明書



※ その他、教育委員会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

①～③の様式については、留寿都村教育委員会に請求していただくか、
村ホームページよりダウンロードして下さい。

【申請書提出期間】**1. 令和3年7月1日 ~ 7月末日まで****【申請手続きに必要な書類】**

上記書類の①～⑤の全てを提出してください。

※ 既に令和3年度中(令和3年4月以降)に申請され、令和3年6月分
までの給付決定を受けている方は、上記書類の①のみを提出してくだ
さい。

2. 年度の途中で村外から転入してきた場合は、留寿都村に住民登録後6か月経過す
るといつでも申請ができます。

【お問合せ先】

留寿都村教育委員会 総務係

☎ 0136-46-3321